

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【公表番号】特表2015-522103(P2015-522103A)

【公表日】平成27年8月3日(2015.8.3)

【年通号数】公開・登録公報2015-049

【出願番号】特願2015-521678(P2015-521678)

【国際特許分類】

C 08 L 75/04 (2006.01)

C 08 K 7/00 (2006.01)

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 K 3/04 (2006.01)

C 08 J 3/20 (2006.01)

【F I】

C 08 L 75/04

C 08 K 7/00

C 08 L 101/00

C 08 K 3/04

C 08 J 3/20 C F F B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年3月9日(2017.3.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1種のウレタン系ポリマーまたはプレポリマーおよびカーボンナノチューブの少なくとも一部を含み、ポリウレタン/カーボンナノチューブ配合物を形成するまたは重合してポリウレタン/カーボンナノチューブ配合物を形成するための組成物であって、

前記カーボンナノチューブが、1~15重量パーセントの酸化量を含み、前記カーボンナノチューブの少なくとも一部が開端し、

前記カーボンナノチューブが、10から500までのアスペクト比を有し、前記カーボンナノチューブの40個数%から90個数%が30~70のアスペクト比を有し、前記カーボンナノチューブの1個数%から30個数%が80~140のアスペクト比を有する、前記組成物。

【請求項2】

前記ウレタンポリマーまたはプレポリマーが、少なくとも1種のポリオールおよび/または少なくとも1種のイソシアネートを含み、前記カーボンナノチューブが、前記ポリオール、前記ウレタンポリマーまたはプレポリマーの少なくとも1つと接触している、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記カーボンナノチューブが前記ポリオールと接触している、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

前記カーボンナノチューブが、重合の前、途中および/または後で前記ポリオールと接触する、請求項2に記載の組成物。

**【請求項 5】**

前記カーボンナノチューブが、重合の前、途中および／または後で前記イソシアネートと接触する、請求項 2 に記載の組成物。

**【請求項 6】**

前記イソシアネートが、芳香族基または脂肪族基を含む、請求項 2 に記載の組成物。

**【請求項 7】**

前記カーボンナノチューブがさらに官能化されている、請求項 1 から 6 のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 8】**

前記カーボンナノチューブが、前記カーボンナノチューブの 4 重量 % 未満の残留金属レベルを有する、請求項 1 から 7 のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 9】**

前記カーボンナノチューブが、0.1 重量パーセントから 90 重量パーセントを構成する、請求項 1 から 8 のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 10】**

易流動性粒子の形態である、請求項 1 から 9 のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 11】**

ウレタンポリマーまたはブレポリマー以外に少なくとも 1 種のポリマーをさらに含む、請求項 1 から 10 のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 12】**

前記ポリマーが、ビニルポリマー、フッ素化ポリマー導電性ポリマー、天然源由来ポリマー、およびセルロース系材料、グラフト、ブロックまたはランダムコポリマーのいずれかとしての、ポリエーテル、ポリエステル、ポリウレタン、およびポリアミド、ならびにそれらの混合物からなる群から選択される、請求項 11 に記載の組成物。

**【請求項 13】**

追加的な無機構造体を含む、請求項 1 から 12 のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 14】**

前記追加的な無機構造体が、元素周期律表の 2 族から 14 族までから選択される元素を含む、請求項 13 に記載の組成物。

**【請求項 15】**

前記元素が、銀、金、ケイ素、バナジウム、チタン、クロム、鉄、マンガン、スズ、ニッケル、パラジウム、白金、コバルト、アルミニウム、ガリウム、ゲルマニウム、インジウム、アンチモン、銅および亜鉛、カドミウム、水銀、または、その酸化物および他の誘導体を含めたそれらの混合物からなる群から選択される、請求項 14 に記載の組成物。

**【請求項 16】**

前記追加的な無機構造体が非纖維の炭素構造体を含む、請求項 13 に記載の組成物。

**【請求項 17】**

前記非纖維炭素の構造体が、カーボンブラック、グラファイト、グラフェン、酸化グラフェン、フラーレンおよびそれらの混合物からなる群から選択される構成成分を含む、請求項 16 に記載の組成物。

**【請求項 18】**

請求項 1 から 16 のいずれかに記載の組成物を含む発泡体。

**【請求項 19】**

請求項 1 から 17 のいずれかに記載の組成物を含む接着剤。

**【請求項 20】**

請求項 1 から 17 のいずれかに記載の組成物を含むセメント。

**【請求項 21】**

請求項 20 に記載のセメントを含むモルタル。

**【請求項 22】**

ポリウレタン／カーボンナノチューブ配合物を構成する組成物を形成する方法であつて

、以下のa )からd )の全ての工程：

- a ) 10から500のアスペクト比を有するカーボンナノチューブを選択する工程、
- b ) 1から15重量%の酸化レベルを有するカーボンナノチューブを選択する工程、
- c ) カーボンナノチューブの少なくとも一部が開端しているカーボンナノチューブを選択する工程、および
- d ) 前記カーボンナノチューブをウレタンポリマーまたはプレポリマーとブレンドして、ウレタン／カーボンナノチューブ混合物を形成する工程を含む方法。

【請求項23】

前記カーボンナノチューブを拡散させるのに十分な程度まで前記ウレタン／カーボンナノナノチューブ混合物を攪拌する工程をさらに含む、請求項22に記載の方法。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

離散カーボンナノチューブは、カーボンナノチューブの約4重量%未満の残留金属レベルを有することができる。カーボンナノチューブ繊維は、約1重量パーセントから約15重量パーセントの酸化量を有することができる。離散カーボンナノチューブ繊維は、組成物の約0.1重量パーセントから約90重量パーセント、好ましくは約0.5から約49重量パーセントを構成する。